

# 久慈市都市計画マスタープラン

三陸の光輝く海と自然に包まれた  
心豊かな 久慈



平成29年3月  
久慈市



## はじめに

久慈市では、平成 18 年 3 月に旧久慈市と旧山形村が合併して、10 年が経過した平成 28 年に、市民参画のもと、「子どもたちに誇れる 笑顔日本一のまち久慈」を基本理念に定めた、第 2 次総合計画を策定しました。その中では、市民の市政への積極的な参画によって、厳しい社会経済情勢下においても、誰もが笑顔で安心した暮らしを営むことができ、いつまでも住み続けたいと思うまちづくりを市民一体となって実現することを目指しています。



こうした中、現在の都市を取り巻く状況は、未曾有の超高齢・人口減少社会を迎えようとしており、これまでの拡散型の都市構造では、中心市街地の空洞化など、都市の質低下を招くことが懸念されています。このため、交通弱者への配慮や、既存の都市施設の有効活用が図られる、コンパクトな都市づくりへ転換し、将来にわたり持続可能な都市運営を行う必要があるとともに、市民満足度向上のため、都市づくりの諸課題に積極的に取組み、心の豊かさの醸成に努める必要があると考えております。

また、本計画では東日本大震災がもたらした様々な教訓を活かし、防災や減災に配慮した安全で快適な暮らしを実現するために、第 2 次総合計画が掲げる基本理念に即し、市民主体の都市づくりを目指した「三陸の光輝く海と自然に包まれた 心豊かな くじ」を将来像に掲げ、土地利用や都市施設整備、都市環境形成の方針などを定め、都市づくりの総合的な指針を策定いたしました。

マスタープランの策定に当たっては、貴重なご意見を頂きました久慈市都市計画マスタープラン及び久慈市緑の基本計画策定懇話会の委員各位をはじめ、まちづくり懇談会やアンケート調査にご協力をいただきました市民の皆様、そして関係機関の方々に深く感謝申し上げますとともに、このマスタープランの推進に対し深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 29 年 3 月

久慈市長 遠 藤 譲 一

## 目次

第1章 久慈市都市計画マスタープランの概要	1
第1節 策定の背景と目的	1
第2節 対象区域と目標年次	1
1 対象区域	1
2 目標年次	1
第3節 計画の体系	2
1 計画の位置付け	2
2 計画の体系	2
第2章 現況と課題	3
第1節 現況	3
1 概要	3
2 都市計画	4
第2節 課題	5
1 土地利用	5
2 都市施設	5
3 都市環境	7
第3章 都市の将来像	8
第1節 都市づくりの基本方針	8
1 都市づくりの基本理念と将来像	8
2 都市づくりの目標	9
第2節 将来フレーム	10
1 人口	10
2 土地利用	10
第3節 将来都市構造	11
1 土地利用	11
2 都市拠点	11
3 都市軸	11
第4章 全体構想	13
第1節 土地利用の方針	13
第2節 都市施設整備の方針	15
1 交通施設	15
2 公園・緑地	18
3 河川・上下水道	20
4 処理施設	20
5 その他の公共施設	20
第3節 都市環境形成の方針	22
1 都市景観	22

2	都市防災	23
3	都市環境	23
第5章	地域別構想	24
第1節	地域区分の設定	24
第2節	地域別構想	26
1	夏井地域	26
2	久慈川北部地域	28
3	久慈川西部地域	30
4	市街地地域	32
5	長内川東部地域	34
6	久慈川南部地域	36
7	長内川西部地域	38
8	宇部地域	40
第6章	実現化方策	42
第1節	実現化の基本方針	42
1	土地利用	42
2	都市施設	43
3	都市環境	44
4	市民参加のまちづくり	46
第2節	都市計画決定の基本方針	47
1	土地利用	47
2	都市施設	47
3	市街地再開発事業	47
4	地区計画	47
資 料		49



# 第1章 久慈市都市計画マスタープランの概要

## 第1節 策定の背景と目的

現在の都市を取り巻く状況は、高度経済成長期の急速な都市化の時代から、人口減少、超高齢社会の到来、地球規模での環境問題など大きく変化しています。

これまでの人口増加を前提とした拡大志向のまちづくりから、既存の都市施設を有効活用した市街地の再生など、地域の実情を考慮したまちづくりが求められています。

本市は、平成18年3月6日に旧久慈市と旧山形村が合併し、新久慈市の「久慈市総合計画」を策定しました。平成19年5月には、まちづくり三法の改正に伴い、中心市街地の賑わいの創出に向けた「中心市街地活性化基本計画」が認定され、街中の賑わいや回遊性などを高めるため、やませ土風館（道の駅くじ）、ポケットパークなどを整備しました。

また、平成16年5月には、「久慈都市計画区域マスタープラン」が岩手県により、策定され、久慈都市計画区域の整備、開発及び保全の方針が示されたところです。

このような背景を受け、本市の都市計画に関する基本的な方針として、長期的展望に立った都市の将来像や土地利用、都市施設整備の方針を定めるとともに、都市づくりの総合的な指針となる、都市計画マスタープランを平成20年に策定しました。

しかし、その後、平成23年3月に発生した東日本大震災により、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。今後の都市づくりには、復興まちづくりを踏まえた長期的展望に立った都市の将来像や土地利用、都市施設整備の方針を定める必要があります。

そこで、平成20年3月に策定した「久慈市都市計画マスタープラン」を以下に示す改訂の趣旨に基づき、新たな都市計画マスタープランとして改訂します。

### 【改訂の趣旨】

- ①東日本大震災からの復興への取り組みを踏まえ、必要とされる都市計画の位置づけなどを検討し、新たな都市計画マスタープランへ反映させます。
- ②社会経済情勢の変化への的確に対応するまちづくりの動向を都市計画へ反映させます。
- ③総合計画や復興計画などの上位計画に即した都市計画マスタープランとします。

## 第2節 対象区域と目標年次

### 1 対象区域

本都市計画マスタープランの対象区域は、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある久慈都市計画区域（久慈市面積 4,584ha）とします。ただし、必要に応じて都市計画区域外も対象区域に含めるものとします。

### 2 目標年次

都市づくりの基本的な方針は、長期的視野に立って計画する必要があることから、平成29年を初年次とし、目標年次を概ね20年後の平成48年とします。

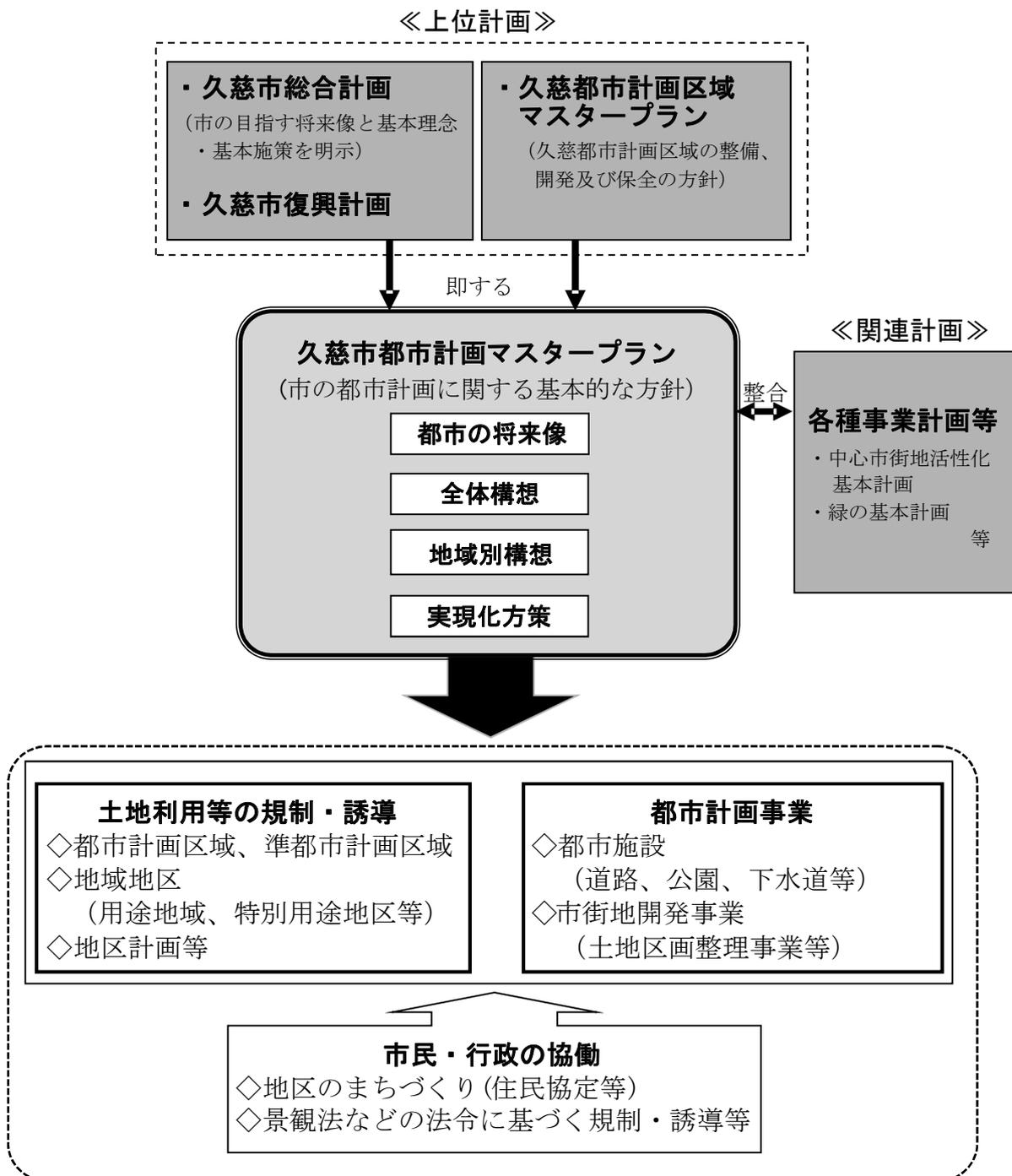
なお、このプランは、社会経済情勢の変化など、必要に応じて見直しを行うものとします。

### 第3節 計画の体系

#### 1 計画の位置付け

本都市計画マスタープランは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に位置付けられています。

#### 2 計画の体系



## 第2章 現況と課題

### 第1節 現況

#### 1 概要

##### (1) 地形・気象

本市の都市計画区域の地形は、久慈川、長内川、夏井川、宇部川などの流域に広がる平地を丘陵地の森林が包み込むように配置され、東側は久慈湾を臨み、豊かな自然環境に恵まれた都市を形成しています。年間平均降水量は、1,000 から 1,200 mmと県内でも比較的少なく、夏期にはやませ（偏東風）が発生し年間平均気温は、10℃前後と比較的冷涼な気候です。

##### (2) 人口・世帯

本市の総人口は、減少傾向にあります。年齢別人口をみると、年少人口は減少し、老年人口が増加して、少子・高齢化が進んでいます。用途地域内の人口は、ほぼ横ばいで推移していましたが、平成17年から27年にかけて大きく減少しています。

世帯数は、横ばい傾向にありますが、1世帯当たり人員は減少しています。

##### (3) 産業・経済

本市の通勤、通学、平日の買い物は、ほぼ市内で完結され、久慈広域圏の町村からの流入もあります。また、買い物動向については、八戸市商圏の2次商圏にあり、休日の買い物などでは八戸市に3割程度流出する傾向がみられます。

産業別の従業者数は、第1次産業が減少し、第3次産業が増加しています。また、商品販売額は、減少傾向にありますが、製造品出荷額はやや回復の兆しがみられます。

一方、観光では、NHK連続テレビ小説「あまちゃん」の放送により、北限の海女や本市の知名度が急激に高まり、やませ土風館（道の駅くじ）の観光入込客数が、増加しました。

##### (4) 歴史・文化

640 有余年の歴史と伝統を誇る久慈秋まつりは、豪華で勇壮な山車と神輿の運行が繰り広げられ、県北の代表的な祭りとなっています。また、1年を通して3と8のつく日に開かれる市日は、古い歴史を持ちその賑わいは当地方の風物となっています。

その他、市内には国指定天然記念物「長泉寺の大公孫樹」、市指定史跡「久慈城跡」などの文化遺産が数多く分布し、平成28年11月には国指定登録有形文化財に「アレン記念館」が登録されています。

## 2 都市計画

### (1) 土地利用

都市計画区域の約 42%が山林となっています。住宅用地は山林に次いで多く都市計画区域の約 11%を占めています。商業地は、平成 20 年ごろに大型商業施設の立地が進みました。

また、市内全域で空き家が散見され始めています。

優良な農地（農業振興地域）は徐々に減少する傾向にあります。また、都市計画区域外においても農地転用が進んでいます。

### (2) 都市施設

都市計画道路、公共下水道の整備率、市道の舗装率と、いずれも低い状況にあります。公共交通の利用者は、鉄道、バスともに減少しており、自家用車への依存度が高いものと考えられます。

都市公園や久慈川河川公園は、有効に活用されています。現在、災害時の活用も考慮した総合防災公園の整備に着手しており、今後は、総合運動公園の計画・整備を進めていきます。

久慈川、長内川などの河川には、無堤区間があります。

### (3) 都市環境

本市は、豊かな水辺や自然の景観を有しており地域の財産として保全するとともに、地球温暖化を防止するため自然環境の保全と CO<sub>2</sub>削減に努める必要があります。

地震による津波被害、集中豪雨、台風などによる水害の災害歴があります。現在、東日本大震災からの復興に向けたまちづくりが進められています。



## 第2節 課題

### 1 土地利用

#### (1) 住宅地

- 住宅地、集落地の住環境の向上と安全、安心な住宅地づくりが必要です。
- 無秩序な市街地の拡大を抑制するとともに、市街地をはじめ、地域ごとの拠点へ居住を誘導していく必要があります。

#### (2) 商業地

- 本市及び久慈広域圏の中心商業地にふさわしい、都市機能が集積する市街地づくりが必要です。
- 中心市街地の賑わいの再生、魅力の向上など活性化に向けた取り組みや、久慈駅周辺の回遊性の向上を図る必要があります。

#### (3) 工業地

- 雇用促進、産業の活性化を支援する基盤づくりが必要です。
- 港湾施設や久慈地区拠点工業団地など企業誘致に向けた既存ストックの有効活用が必要です。

#### (4) 農地・自然

- 本市を象徴する海、山、川、田園などの豊かな自然環境を保全していく必要があります。
- 基幹産業である第1次産業の振興と併せ、多面的機能を有する農地、森林を維持・保全していく必要があります。
- 観光、交流、景観形成に向けた有効活用が必要です。

### 2 都市施設

#### (1) 交通施設

- 広域連携を促進する自動車専用道路や国、県道など幹線道路の整備、改良の促進が必要です。
- 都市計画道路の整備による都市の骨格となる道路網を形成していく必要があります。
- 三陸沿岸道路利用者が市内へ立ち寄ってもらえるような工夫や施設整備が必要です。
- 安全で快適な生活のため身近な市道の整備や歩行空間を確保していく必要があります。
- 環境負荷の軽減にもつながる、気軽に利用できる鉄道、バスなどの公共交通の維持、充実が必要です。
- 産業や観光振興を図るための港湾施設の整備と活用を促進していく必要があります。

## **(2) 公園・緑地**

- 中心市街地の憩いの拠点となる公園・緑地を確保していく必要があります。
- 多くの住民が利用できる憩いの場で、かつ防災機能を有する公園として都市基幹公園（総合防災公園、総合運動公園）の整備が必要です。
- 地域コミュニティ形成や防災などに配慮し、公園・緑地を適正配置していく必要があります。
- 市民が主体となった公園・緑地の維持管理を促進していく必要があります。

## **(3) 河川・下水道**

- 災害に強いまちづくりのため河川、水路などの治水機能を強化していく必要があります。
- 公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図るための下水道などの汚水処理施設を整備していく必要があります。
- 市街地の浸水被害を軽減するための施設を充実する必要があります。

## **(4) その他の公共施設**

- 市街地に集積されている都市施設の機能維持と適正な再配置による利便性の向上を図る必要があります。
- 高齢者などだれもが利用しやすくするため、施設のバリアフリー化を促進していく必要があります。
- 街なか観光や体験型観光などによる交流人口の拡大を支援する施設（やませ土風館等）の充実を図る必要があります。
- 久慈駅前整備事業で整備される複合施設と、既存のやませ土風館（道の駅くじ）などとの連携により、街なかのにぎわいや、観光客などの回遊性を高める必要があります。

### 3 都市環境

#### (1) 景観

- 海、山、河川、田園などの自然景観を保全していく必要があります。
- 都市施設などの整備、改善による景観づくりを進めていく必要があります。
- 市民が主体となった街の景観づくりを進めていく必要があります。

#### (2) 防災

- 防災拠点施設や安全な避難路・避難道路の確保、建築物の耐震化などの都市防災の強化による安全安心なまちづくりを進める必要があります。
- 多種多様な災害に適切に対応するため、分散した広場の整備が必要です。
- 災害が想定される区域における土地利用のあり方を検討していく必要があります。
- 防災、減災意識のさらなる啓発が必要です。

#### (3) 環境

- 里山などの、森林を維持・保全していく必要があります。
- 河川、久慈湾などの水質保全が必要です。
- 地球温暖化などを防止する循環型まちづくりの促進が必要です。



## 第3章 都市の将来像

### 第1節 都市づくりの基本方針

#### 1 都市づくりの基本理念と将来像

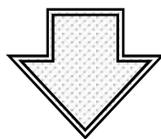
久慈市都市計画マスタープランは、久慈市総合計画のまちづくりの将来像『子どもたちに誇れる 笑顔日本一のまち 久慈』と久慈都市計画区域マスタープランの将来像『風にそよぐ安心・快適な交流拠点都市』の2つの計画の将来像の実現に向かって、基本理念を次のとおりとします。

#### 【基本理念】

人口や経済、環境など都市を取り巻く状況が、大きく変化しています。特に、地方都市における、人口減少、超高齢社会問題は、避けて通ることが出来ない課題となっています。また、本市では東日本大震災において、甚大な被害を受け、その復旧・復興に取り組んできたところです。

このような時代にあって、**持続可能な都市運営**を行うとともに、さらに市民の満足度を向上するために、都市づくりの諸問題に積極的に取り組むとともに、恵まれた本市の地域資源を活かし、「心の豊かさ」を実感できるようにしなければならぬものと考えています。

本地域の豊かな自然や資源を活かした観光や独自の産業の振興により「**拠点性**」を高めるとともに、環境や景観、防災・減災に配慮した、「**安全で快適な暮らし**」と豊かな自然、歴史、文化が次世代に継承される誇れるまちづくりを、「**市民協働**」の意識を持って進めることを基本理念とし、将来像を次のとおりとします。



#### 《久慈市都市計画マスタープランの将来像》

三陸の光輝く海と自然に包まれた  
心豊かな くじ

## 2 都市づくりの目標

都市の将来像を実現するための、都市づくりの目標を次のとおり掲げます。

### 【目標1】市民の参加と協働でつくるまち（市民参加・官民協働）

- 住民協働や地域の支え合いのまちづくり
- 地域コミュニティの充実したまちづくり
- 情報公開と広聴広報による市民参加のまちづくり
- 女性の豊かな発想や能力を活かしたまちづくり

### 【目標2】すべての人が安全で安心して暮らせるまち（防災・医療・福祉・子育て）

- 高齢者や障がい者などすべてのひとにやさしいまちづくり
- 住み慣れた地域で暮らし続けるまちづくり
- 医療、福祉の充実したまちづくり
- 安心して子育てに取り組めるまちづくり
- 震災復興のまちづくり
- ソフト・ハードともに災害に強いまちづくり

### 【目標3】豊かな自然を継承するまち（環境保全・低炭素・景観まちづくり）

- 豊かな自然環境、歴史文化を活かした観光・交流のまちづくり
- 久慈の魅力発信によるU・J・Iターンを推進するまちづくり
- 水辺や緑、田園などの豊かな自然環境、景観を継承するまちづくり
- 低炭素社会・資源循環型社会を目指すまちづくり
- 再生可能エネルギーの導入を進めるまちづくり

### 【目標4】快適で豊かな生活を創造するまち（市街地整備・居住環境・交通・集約型都市構造）

- 都市機能が集積したコンパクトなまちづくり
- 良好な居住環境を形成するまちづくり
- 市民ニーズに対応した公共交通ネットワークの充実したまちづくり
- 市民が憩い、交流できる公園などの整備と維持管理の充実したまちづくり
- 全ての年齢層の学習機会とスポーツ・レクリエーション活動を推進するまちづくり
- 幹線道路から生活道路までの道路ネットワークが形成されたまちづくり
- 港湾機能の強化と利用を促進するまちづくり
- 都市施設の老朽化対策を進めるまちづくり

### 【目標5】地域資源を活かした活力あるまち（産業振興・観光振興・市街地活性化）

- 農林水産業、商工業及び6次産業を振興するまちづくり
- 魅力ある雇用の場を創出するまちづくり
- 久慈広域生活圏の拠点にふさわしい中心市街地が活性化するまちづくり
- 総合的な観光産業を振興するまちづくり
- 新たな道の駅整備と連携を進めるまちづくり

## 第2節 将来フレーム

### 1 人口

本市の総人口は、平成27年の国勢調査では35,642人となっています。

今後も出生率の低下や若年層の流出などにより減少するものと見込まれ、国立社会保障・人口問題研究所によると平成37年には30,603人、平成47年には26,430人になると予測されています。また、久慈市人口ビジョン（平成27年10月）では、出生率向上や東京圏への人口流出抑制を想定し、平成52年に2.6万人程度の人口確保を目指すことを定めています。

本市においては、今後も人口減少傾向が続くと見込まれるところですが、久慈市人口ビジョンが掲げる総合戦略より、出生に関しては、結婚・出産・子育ての環境を整えることや、社会移動に関して、市内での雇用創出などによりUターンなどを促進し、若い世代を中心に、転出の減少を目指すことなどの政策により、目標年次である平成48年の人口を

**28,000人（平成48年 目標人口）**

と設定します。

### 2 土地利用

住宅地は、農地などを保全しながらゆとりある住環境の形成を図ります。

商業地は、都市基盤の既存ストックを有効に活用する市街地の土地利用を基本とし、また、工業地は、既存の工業地の有効活用や港湾施設、久慈地区拠点工業団地の活用を図ることとし、目標年次の平成48年の用途地域の面積を

**792ha（平成48年 用途地域）**

と設定します。

### 第3節 将来都市構造

都市の将来像『三陸の光輝く海と自然に包まれた 心豊かな くじ』を具現化する、将来の都市構造を次のとおり掲げます。

#### 1 土地利用

##### 【基本的な考え方】

都市的な土地利用を図る「都市的土地利用ゾーン」と無秩序な市街地の拡大を抑制し、自然や田園環境を保全する「自然環境保全ゾーン」に区分します。

##### ①都市的土地利用ゾーン

都市的土地利用ゾーンは、住宅及び主要な都市施設などが集積している既存の市街地や住宅地、工業地を位置付け、居住や都市機能を適正に誘導し、都市的土地利用を促進します。

##### ②自然環境保全ゾーン

自然環境保全ゾーンは、都市的土地利用ゾーン以外の区域を位置付け、田園、森林、水辺などの自然的環境を保全し、周辺集落との共生を図ります。

#### 2 都市拠点

##### 【基本的な考え方】

都市機能を有する拠点は、無秩序な市街地の拡大を誘発しないよう、市街地に計画的に配置し、「集約型都市構造」を目指します。

自然環境保全ゾーンには、それぞれの文化の継承や地域交流の中心となる地域拠点を配置します。また、市街地と地域拠点とを公共交通などで繋ぎ、「コンパクトシティ+ネットワーク」の都市構造を構築します。

#### 3 都市軸

##### 【基本的な考え方】

##### ①広域連携軸

都市の骨格を形成するとともに、久慈広域圏の中心都市として、周辺町村や主要都市間と連携する「広域のネットワーク」を形成します。

##### ②地域連携軸

都市の骨格を形成するとともに、広域連携軸を補完し、市街地周辺の連携を強化する「地域のネットワーク」を形成します。

##### ③河川流域軸

市街地や住宅地などは、河川流域に分布しており、河川沿いに集積した都市機能を維持するとともに、河川の親水空間を有効活用した「水辺のネットワーク」を形成します。



## 第4章 全体構想

土地利用、都市施設整備、都市環境形成の方針を次のとおり掲げます。

### 第1節 土地利用の方針

土地利用区分		方針
住宅地	住宅地 エリア1	○良好な住環境の維持と緑化などによる街並み景観の形成に努めます。
	住宅地 エリア2	○都市機能が集積する市街地と連続した利便性の高い良好な住宅地の形成に努めます。
	近郊住宅地 エリア	○これまで培われてきた地域コミュニティや文化を継承する良好な住環境の維持、向上に努めます。
商業地	中心商業 エリア	○本市及び久慈広域圏の拠点となる商業などの都市機能が集積する中心市街地の維持、再生に努めます。
	商業・業務 エリア	○本市及び久慈広域圏の拠点となる行政、文化、商業などの中心となる市街地の形成に努めます。
工業地	複合産業 エリア	○大規模集客施設の立地制限と周辺環境との調和に配慮した土地利用の形成に努めます。
	湾岸工業 エリア	○久慈港を活かした工業系の土地利用の形成に努めます。
	拠点工業 エリア	○久慈港や国道45号、また三陸沿岸道路など広域連携軸を活用できる立地条件を活かした製造業、運輸業などによる土地利用の形成に努めます。
農地・ 自然	田園保全 エリア	○優良な農地を保全し、点在する集落と共生する田園空間の形成に努めます。
	森林保全 エリア	○豊かな自然環境の保全に努めながら、再生可能エネルギー導入の可能性を検討します。



## 第2節 都市施設整備の方針

### 1 交通施設

#### (1) 道路

道路区分		役割	方針
広域連携軸	広域幹線道路	<p>&lt;臨海都市広域連携軸&gt; 本市の南北方向の骨格を形成する三陸沿岸道路は、三陸沿岸地域の幹線ネットワークや東北自動車道等の代替路線などを担う極めて重要な機能</p>	<p>[三陸沿岸道路] ○整備促進に向けた活動に努めます。</p>
	主要幹線道路	<p>&lt;臨海都市広域連携軸&gt; &lt;内陸都市広域連携軸&gt; 本市の骨格を形成するとともに、八戸市、盛岡市、宮古市、二戸市などの主要都市と交流、連携する機能</p>	<p>[国道 45 号] ○登坂車線設置など改良整備促進に向けた活動に努めます。 [国道 281 号] ○平庭地区の改良整備、市街地のバイパス整備など抜本的な改良整備促進に向けた活動に努めます。 [国道 395 号] ○拡幅などの改良整備促進に向けた活動に努めます。</p>
地域連携軸	幹線道路	<p>&lt;地域放射軸&gt; 都市の骨格を形成するとともに、その周辺地域及び近隣町村と交流、連携する機能 &lt;市街地環状軸&gt; 都市の骨格を形成するとともに市街地の円滑な交通機能</p>	<p>[主要地方道久慈岩泉線] ○拡幅などの改良整備促進に向けた活動に努めます。 [市道久慈夏井線] ○改良整備の促進に努めます。 [都市計画道路] ○新設、改良整備の促進に努めます。</p>

道路区分	役割	方針
補助幹線 道 路	主要幹線道路及び幹線道路などを補完し、住民の快適な生活と都市活動を支える機能	〔都市計画道路及び市道等〕 ○新設、改良整備、老朽化する道路施設の計画的修繕・更新に努めます。
市 道	生活に身近な交通と災害時の避難路などの機能	○新設、改良整備、老朽化する道路施設の計画的修繕・更新に努めます。
歩行者系 道 路	歩行者や自転車交通の安全で快適な空間と災害時の避難路などの機能	○幹線道路などの改良整備に伴う歩道の確保に努めます。 ○歩道と河川沿いの園路を一体化した、歩行者・自転車専用道路のネットワークの形成に努めます。 ○街なかの回遊が楽しめる歩道空間の確保に努めます。





## (2) 公共交通

区 分	方 針
鉄 道	○交通結節機能の向上を図るとともに、すべての人にやさしい駅舎、駅前広場などの施設の整備、改善に努めます。
バス交通	<p>[都市間バス交通]</p> <p>○主要都市を結ぶ重要な公共交通の維持、充実に努めます。</p> <p>[地域内バス交通]</p> <p>○市民の身近なバス交通などの維持と、地域の効率的なネットワーク化などの充実に努めます。</p> <p>○久慈駅バスターミナルの機能向上を図るため、久慈駅前交通広場の整備に努めます。</p>

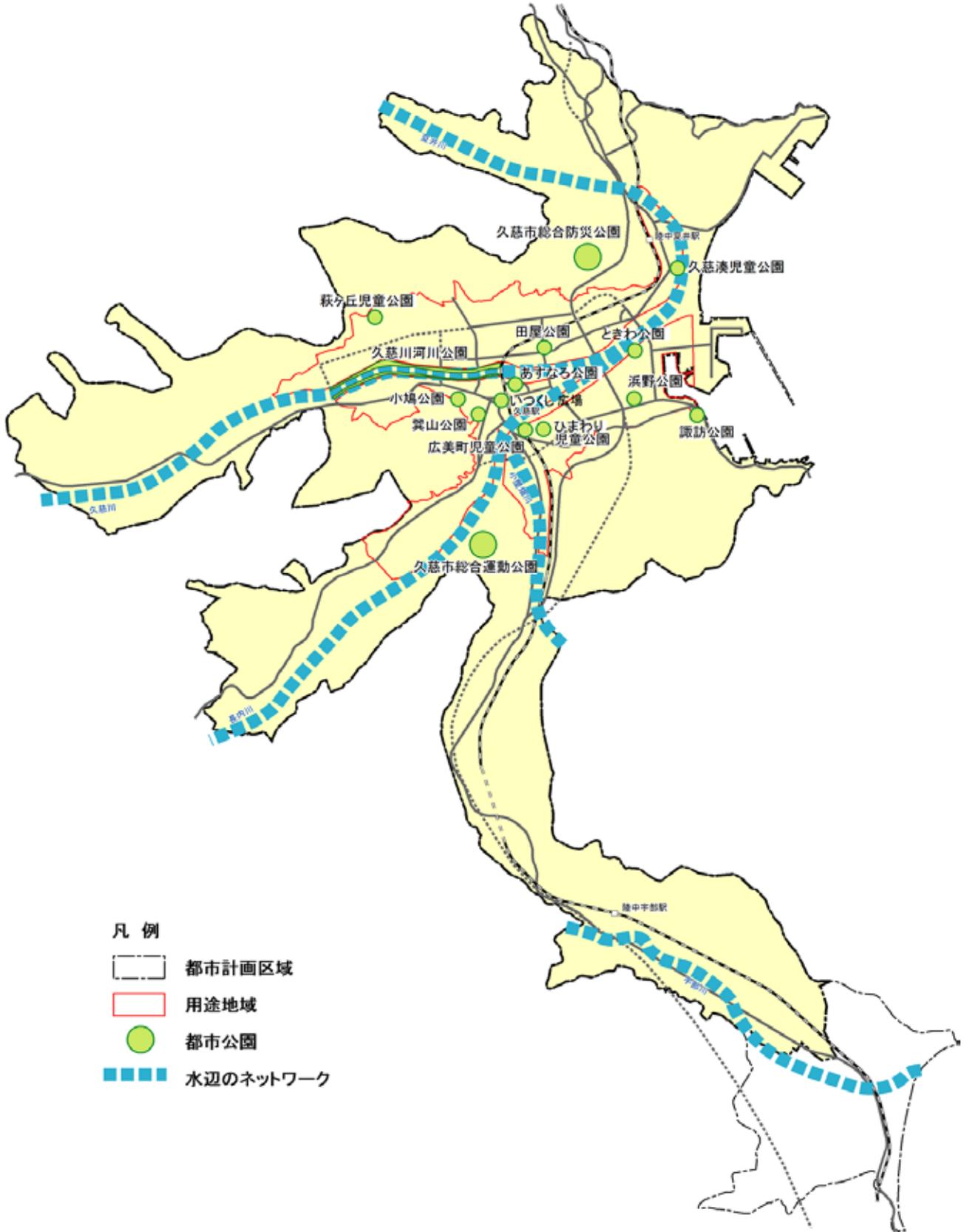
## (3) 港湾施設

区 分	方 針
	<p>○湾口防波堤と港湾の整備促進に向けた活動に努めます。</p> <p>○もぐらんぴあ周辺などの市民が集う水辺空間の創出に努めます。</p>

## 2 公園・緑地

区 分	方 針
公 園	<p>○住民が気軽に利用できる公園などの整備に努めます。</p> <p>○公園の維持管理は、地域住民や関連団体との協働により行います。</p> <p>○市街地に隣接する巽山公園一帯は、「憩いの空間」などの拠点として維持管理に努めます。</p> <p>○多種多様な災害にも対応できる都市基幹公園（総合防災公園、総合運動公園）の整備による都市機能・防災機能の強化に努めます。</p>
河川公園 (緑地)	○久慈川河川公園は、水と緑に親しみ、健康増進にも寄与する施設として適正な維持、管理に努めます。
その他の 公園	<p>[ポケットパーク]</p> <p>○市街地への観光客などの回遊や景観としても貴重な空間となるポケットパークの整備に努めます。</p> <p>[広場]</p> <p>○地域のコミュニティを促進する交流の場として、集落地の広場や市民センターに付帯する広場などを協働により適正に維持管理します。</p> <p>[水辺の公園・緑地]</p> <p>○久慈湾の海岸線を眺望できる緑地公園などの適正な維持管理に努めます。</p>

図4 水辺と緑のネットワーク図



### 3 河川・上下水道

区 分	方 針
河 川	〔久慈川、長内川、夏井川、小屋畑川、宇部川などの主要河川〕 ○治水機能の維持と河川改修や無堤区間の改修に向けた活動に努めます。 ○都市構造上や景観の重要なポイントであり、水辺の空間の形成に努めます。
上水道	○水道水の安定した供給を確保するため、老朽施設の計画的な更新と、災害に備えた施設の耐震化を進めます。 ○人口減少に対応した経営の効率化や健全化に努めます。
下水道	〔汚水処理〕 ○公共下水道事業などの汚水処理施設整備及び合併浄化槽の促進により公共用水域の水質保全と生活環境の向上に努めます。 〔雨水排水〕 ○公共下水道事業などの雨水排水施設整備により市街地などの浸水被害の解消に努めます。

### 4 処理施設

区 分	方 針
ごみ焼却施設	○ごみ処理の適正化とごみの減量化に努めます。 ○施設の適正な機能維持に努めます。
汚物処理施設	○既存施設の適正な機能維持に努めるとともに、新施設の早期完成を目指します。

### 5 その他の公共施設

区 分	方 針
行政施設	○本市及び久慈広域圏の拠点として各種行政サービスを行います。
教育・文化施設	〔教育施設〕 ○学校教育施設の適正な管理、快適な学習環境の提供に努めます。 〔文化施設〕 ○文化会館（アンバーホール）は、市民の文化活動拠点として機能維持に努めます。 ○各地域の市民センターなどは、地域コミュニティ形成施設として機能維持に努めます。 ○久慈駅前に賑わい創出の拠点となる複合施設（図書館・地域交流センターほか）の整備に努めます。 〔スポーツ施設〕 ○市民の誰もが主体的、継続的にスポーツを楽しみ、健康増進ができるよう機能維持に努めます。

区 分	方 針
医療・福祉 施設	○県立久慈病院、元気の泉及び福祉の村などの医療、介護、福祉関連施設の連携に努めます。
観光・交流 施設	○中心市街地活性化の核となる「やませ土風館（道の駅くじ）」は、交流人口の増加を促進する情報発信の施設として機能維持に努めます。 ○広域利用に対応する新たな道の駅施設の整備に努めます。 ○三陸沿岸道路完成後の道路利用者を市内へ立ち寄るよう誘導する施設を検討します。



### 第3節 都市環境形成の方針

#### 1 都市景観

区 分		方 針
市街地景観	住宅地	<p>○既存の住宅地は、住民の合意形成による良好な街並み景観の形成に努めます。</p> <p>○新たに整備する住宅地は、土地区画整理事業や道路、公園などの整備と一体的な景観の形成に努めます。</p> <p>○空き家の利活用や適正管理に関する対策を進め、良好な住環境の形成や住宅ストックを有効活用したまちづくりに努めます。</p>
	商業地	<p>○市街地の街路景観などの維持、形成に努めます。</p> <p>○久慈駅周辺は、“街の顔”にふさわしい景観の維持、形成に努めます。</p>
	工業地	<p>○周辺の環境や景観に配慮した緑化の促進に努めます。</p> <p>○久慈港の公園は、緑の景観として維持に努めます。</p>
自然景観	田園	<p>○久慈川、長内川、夏井川、小屋畑川、宇部川などの流域に広がる集落とその周辺の水田などは、田園風景として保全に努めます。</p>
	森林	<p>○四季折々に変化する美しい森林は、市街地から眺望できる景観として保全に努めます。</p>
	水辺	<p>○久慈川、長内川、夏井川、小屋畑川、宇部川などの水辺と緑の帯を市街地や住宅地に潤いを与える重要な景観として保全に努めます。</p> <p>○久慈湾の海岸線は、海辺から眺望できる景観として保全に努めます。</p>
道路景観		<p>○幹線道路などの歩道部への植栽、舗装や案内板など、工夫を凝らした良好な道路景観の形成に努めます。</p> <p>○幹線道路などの無電柱化による良好な道路景観の形成に努めます。</p>

## 2 都市防災

区 分	方 針
自然災害等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○津波被害などの減災に努めます。</li> <li>○公共施設、民間住宅の耐震化の促進に努めます。</li> <li>○市街地などの浸水被害の軽減に努めます。</li> <li>○火災の予防と延焼防止に努めます。</li> </ul>
防災意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災訓練、体験学習など市民への防災意識の啓発に努めます。</li> <li>○水害、土砂災害など、災害危険箇所での宅地開発や建築などに対し、抑制のため、周知に努めます。</li> </ul>
防 災 ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域的な避難や災害復旧資材、救援物資などが搬送できる三陸沿岸道路の整備促進に向けた活動に努めます。</li> <li>○市内の防災ネットワーク機能を担う幹線道路などの広幅員道路の整備促進に努めます。</li> <li>○幹線道路などの無電柱化による道路の防災性の向上に努めます。</li> </ul>
防災活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多種多様な災害に備え、避難地や救援・復旧活動の拠点としての機能を持った、都市基幹公園（総合防災公園及び総合運動公園）を整備し防災機能の強化に努めます。</li> </ul>

## 3 都市環境

区 分	方 針
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市街地や集落周辺の森林が持つ多面的機能の保全に努めます。</li> <li>○公共用水域の水質保全に努めます。</li> </ul>
農地等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農地や用排水路などは、景観や防災などの機能として保全に努めます。</li> </ul>



## 第5章 地域別構想

地域のまちづくりの方針を次のとおり掲げます。

### 第1節 地域区分の設定

#### 【基本的な考え方】

##### ①地形の条件

本市の都市計画区域の地形は、久慈湾や野田湾に注ぐ河川の流域に沿って形成されており、「久慈川流域」、「長内川流域」、「夏井川流域」、「宇部川流域」に大別されます。

また、骨格を形成する幹線道路は、国道45号、281号、395号及び主要地方道久慈岩泉線の4路線があり、市の中心部から4方向に広がっています。

##### ②土地利用の条件

土地利用状況は、「住居系」、「商業系」、「工業系」を形成する地域と田園地帯の「集落地」に大別されます。都市的な土地利用を図る「都市的土地利用ゾーン」と無秩序な市街地の拡大を抑制し、自然や田園環境を保全する「自然環境保全ゾーン」に区分します。

以上の基本的な考え方を踏まえ、本都市計画マスタープランの地域区分を次のとおりとします。

図5 地域区分の概念図

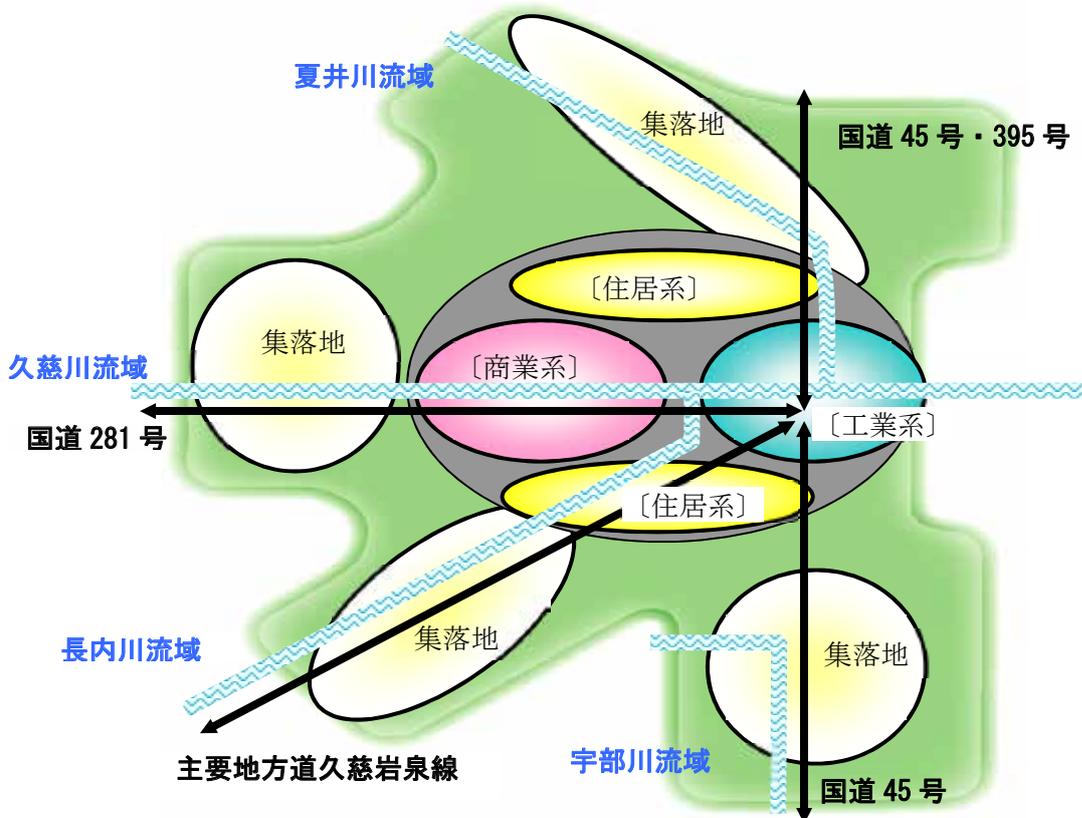
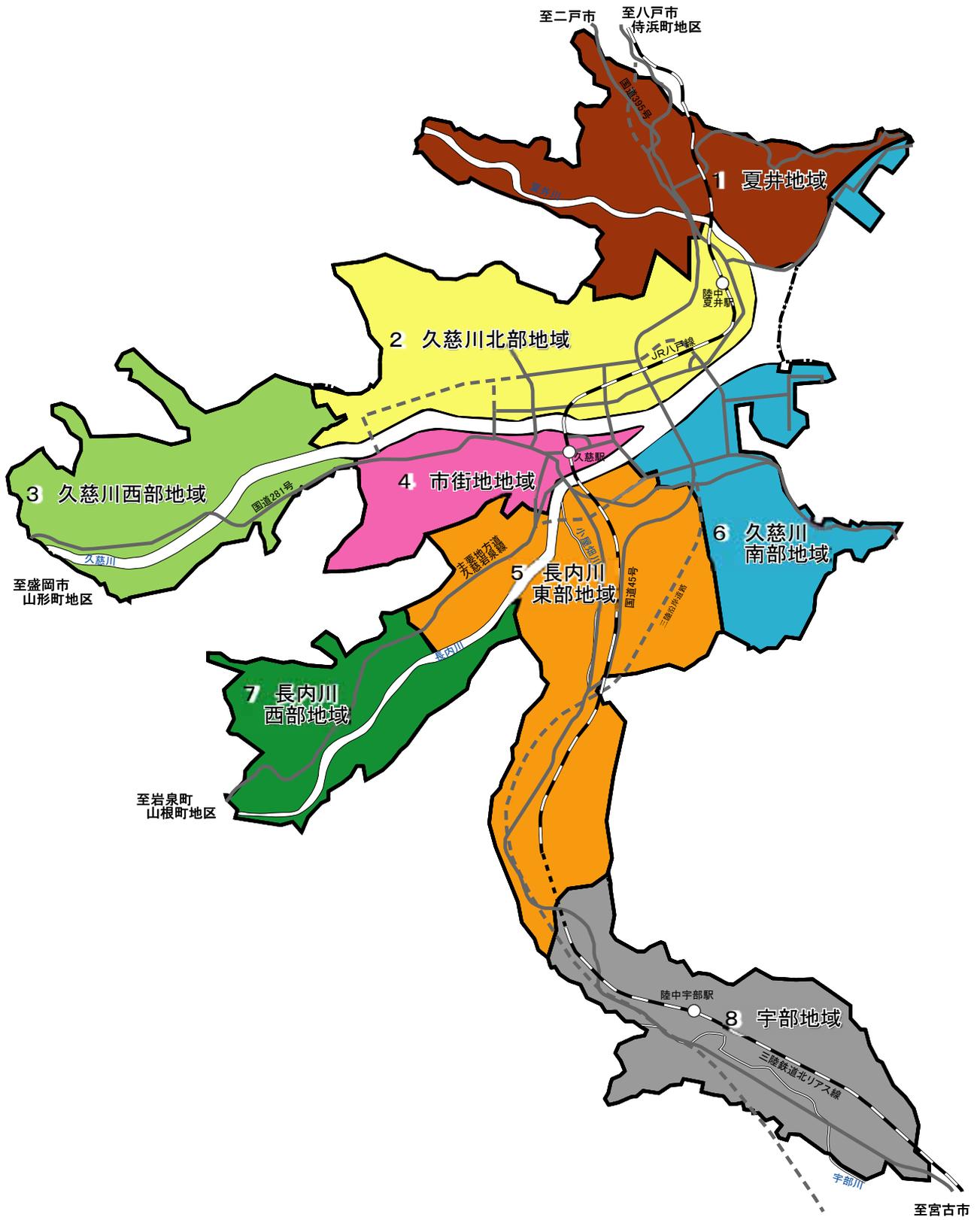


图6 地域区分图



## 第2節 地域別構想

### 1 夏井地域

#### (1) 地域づくりの目標

優良な農地や自然を守りそれと共生し、国道 45 号と 395 号が交差する「市街地への北の玄関口」として、生活基盤の向上を図り地域の活性化を目指します。



#### (2) 地域の概要

##### ①地勢・人口

本地域は、久慈都市計画区域の北端に位置し、八戸市、二戸市方面からの「市街地への北の玄関口」となっています。

地域には夏井川、鳥谷川が流れ、これらの流域の平坦地には集落や農地が広がり、田園地帯を形成しています。

人口は減少、世帯数は横ばいの傾向となっています。

##### ②土地利用

本地域は、全域が都市計画用途無指定地域となっています。土地利用の現況は、農地と森林の自然的な土地利用が大半を占めており、農地は、夏井川と鳥谷川の流域に広がっています。

集落は、国道 395 号の沿道や夏井川沿いなどに形成されています。

##### ③都市施設

本地域には、市の中心部と八戸市、二戸市などを結ぶ国道 45 号、395 号が通っており、広域幹線道路である三陸沿岸道路の整備が進められています。

主な公共施設は、市立夏井小学校、平山小学校、夏井中学校の教育施設、地域のコミュニティ活動の中心となる夏井市民センターやごみ焼却場などが立地しています。

##### ④市民意向

歩道整備や下水道整備など、生活の安心、安全の確保、日常生活の利便性の向上が求められています。

快適な住環境を提供する地域、農林業を支える地域としての役割が期待されています。

##### ⑤課題

農地、森林、海の自然環境が保全された農林水産業を支える地域づくり、自然環境と共生する住環境づくりが求められています。

生活環境においては、身近な市道、歩道、公園、下水道などの整備、水害を防ぐ河川整備など安全、安心の確保や公共交通の充実など利便性の向上が求められています。

### (3) 地域づくりの方針

#### ①土地利用

農地・自然地	優良な農用地の保全や森林の良好な管理により、農地や自然と共生するゆとりある住環境の維持、向上に努めます。 地域に散在する遊休農地や耕作放棄地の有効活用に努めます。
住宅地	人口減少などの地域の実情を踏まえた上で、良好な住宅地、集落地の維持に努めます。
その他	三陸沿岸道路インターチェンジ周辺は、周辺環境に配慮した計画的な土地利用の誘導に努めます。

#### ②都市施設

道路・公園	市街地へのアクセスの向上、幹線道路の歩道、身近な市道の利便性、安全性の向上に努めます。 公園・緑地など広場の整備に努め、市民との協働による適正な維持管理に努めます。
公共交通	公共交通は、地域の多様なニーズに対応するとともに、地域間を効率的に結ぶ公共交通ネットワークの形成に努めます。
河川・下水道	夏井川などの河川は、治水機能の維持、強化と親水空間の創出に努めるとともに、公共用水域の水質保全や生活環境の向上のため公共下水道、集落排水事業などによる汚水処理施設の整備促進に努めます。
その他施設	ごみ焼却場などの処理施設の更新による機能維持・向上に努めます。

#### ③都市環境

都市景観	農地や森林、夏井川などの水辺は、地域の大切な自然景観として、また、多面的機能を維持するため保全に努めます。
都市防災	災害危険箇所の開発・建築抑制の周知や防災、減災に努めます。 夏井市民センターを地域拠点として、コミュニティの維持や自主防災活動など多様な活用により、地域住民が安心して暮らせる地域づくりに努めます。

## 2 久慈川北部地域

### (1) 地域づくりの目標

医療、福祉、教育などの都市拠点施設が立地し、かつ商業地や工業地に隣接する利便性を活かした良好な住宅地の形成を目指します。



### (2) 地域の概要

#### ①地勢・人口

本地域は、久慈川を挟んで市街地と隣接し、住宅地として発展している地区で、人口、世帯数ともに増加傾向にあります。

地域の南側には久慈川が流れ、流域に平坦な地形が広がっており、宅地と農地が共生しています。地域の北側は、森林で覆われた丘陵地となっており、重要な景観要素となっています。

#### ②土地利用

本地域の平坦地は、住宅地と農地が大半を占め、ほぼ全域に広がっています。新中の橋地区から陸中夏井駅付近までは、商業、業務系施設、陸中夏井駅周辺には、工業系の施設が立地しています。

また、都市計画道路久慈湊大川目線の沿道には、医療、福祉施設や商業施設、北側の森林地帯には、福祉施設などが立地しています。

#### ③都市施設

本地域には、都市計画道路新中の橋学校前線、久慈湊大川目線、二十八日町夏井橋線（一部国道 395 号）が通り地域の骨格を形成するとともに、国道 45 号、281 号、395 号が通っており、広域幹線道路である三陸沿岸道路の整備が進められています。また、JR 八戸線の陸中夏井駅があります。

都市公園は、萩ヶ丘児童公園、久慈湊児童公園が整備されています。

主な公共施設は、市立久慈小学校、久慈湊小学校、久慈中学校、中央市民センター、図書館、市民体育館、県立久慈高等学校、久慈東高等学校などが立地しているほか、医療福祉拠点を形成する県立久慈病院、市の福祉の村、元気の泉や浸水被害を軽減するための門前ポンプ場など多様な施設が立地しています。

#### ④市民意向

歩道の整備や子育て支援施設の整備など、生活の安心、安全の確保、保育・教育環境の充実が求められています。

快適な住環境を提供する地域としての役割が期待されています。

#### ⑤課題

地域内に残されている農地などの保全も視野に入れた環境と共生する住宅地域づくりが求められています。

幹線道路、身近な市道、歩道、公園、下水道などの整備、水害を防ぐ排水路の整備など安全、安心の確保や公共交通の充実など利便性の向上が求められています。

### (3) 地域づくりの方針

#### ①土地利用

農地・自然地	優良な農用地の保全や森林の良好な管理により、農地や自然と共生するゆとりある住環境の維持、向上に努めます。 地域に散在する遊休農地や耕作放棄地の有効活用に努めます。
住宅地	住民が主体となったまちづくりを基本に、良好な住宅地の形成と各種公共施設の機能維持に努めます。
商業地・工業地	新中の橋地区は、近隣の日常生活に対応した商業地の形成、陸中夏井駅周辺の工業地は、周辺住宅地の環境に配慮した土地利用を進めます。
その他	三陸沿岸道路インターチェンジ周辺は、周辺環境に配慮した計画的な土地利用の誘導に努めます。 都市計画道路の沿道は、合理的な土地利用に努めます。

#### ②都市施設

道路・公園	地域の骨格を形成する都市計画道路などの整備促進と公共交通の充実により、各地域との連携の強化に努めます。 幹線道路の歩道、身近な市道の利便性、安全性の向上に努めます。 公園・緑地など広場の整備に努め、市民との協働による適正な維持管理に努めます。
公共交通	公共交通は、地域の多様なニーズに対応するとともに、市街地や地域間を効率的に結ぶ公共交通ネットワークの形成に努めます。
河川・下水道	久慈川などの河川は、治水機能の維持、強化と親水空間の創出に努めるとともに、公共用水域の水質保全や住環境の向上、浸水被害の軽減のため公共下水道などの整備促進に努めます。

#### ③都市環境

都市景観	丘陵地の森林や久慈川などの水辺は、住宅地に潤いを与える自然景観として、また、多面的機能を維持するため保全に努めます。
都市防災	災害危険箇所の開発・建築抑制の周知や防災、減災に努めます。 地域の交流機能や防災機能を担う地域拠点の形成に努めます。 中央市民センターを地域拠点として、コミュニティの維持や自主防災活動など多様な活用により、地域住民が安心して暮らせる地域づくりに努めます。

### 3 久慈川西部地域

#### (1) 地域づくりの目標

歴史文化の保全と優良な水田や自然と共生する、「歴史と農村の原風景」を感じる田園集落の形成に努めるとともに、生活基盤の向上を図り地域の活性化を目指します。



#### (2) 地域の概要

##### ①地勢・人口

本地域は、久慈都市計画区域の西端に位置し、広大な農地と東西に流れる久慈川の豊かな水を活かした、良好な田園地帯を形成しています。

久慈川と支流の田沢川流域などの平坦な地形に農地が広がり、その周辺に集落地が形成されています。

人口は減少、世帯数は横ばいの傾向となっています。

##### ②土地利用

本地域は、全域が都市計画用途無指定地域となっています。土地利用の現況は、久慈川の北側に広大な水田が広がり、市内を代表する田園地帯を形成しています。

宅地などは、国道 281 号沿い及び三日町地区などに集積しているほか、田園地帯に農地と共生する集落が形成されています。

##### ③都市施設

本地域には、盛岡市、二戸市などの周辺都市を結ぶ国道 281 号が通り、久慈川と合わせて地域の骨格を形成しています。

主な公共施設は、市立大川目小学校、大川目中学校の教育施設、地域のコミュニティ活動の中心となる大川目市民センターが立地しています。また、久慈城跡などの歴史文化資源があります。

##### ④市民意向

歩道の整備や福祉施設の整備など、生活の安心、安全の確保、福祉環境の充実が求められています。

快適な住環境を提供する地域、農林業を支える地域としての役割が期待されています。

##### ⑤課題

優良な水田などが保全された農林業を支える地域づくり、自然環境と共生する住環境づくりが求められています。

生活環境においては、身近な市道、歩道、公園、下水道などの整備、水害を防ぐ河川整備など安全、安心の確保や公共交通の充実など利便性の向上が求められています。

### (3) 地域づくりの方針

#### ①土地利用

農地・自然地	優良な農地を活かした農業振興や森林の良好な管理により、農地や自然と共生するゆとりある住環境の維持、向上に努めます。 地域に散在する遊休農地や耕作放棄地の有効活用に努めます。
住宅地	人口減少などの地域の実情を踏まえた上で、良好な住宅地、集落地の維持に努めます。

#### ②都市施設

道路・公園	幹線道路の歩道、身近な市道の利便性、安全性の向上に努めます。 公園・緑地など広場の整備に努め、市民との協働による適正な維持管理に努めます。 久慈城跡などの歴史文化遺産を活かした魅力ある地域づくりに努めます。
公共交通	公共交通は、地域の多様なニーズに対応するとともに、市街地や地域間を効率的に結ぶ公共交通ネットワークの形成に努めます。
河川・下水道	久慈川などの河川は、治水機能の維持、強化と親水空間の創出に努めるとともに、公共用水域の水質保全や住環境の向上のため公共下水道、集落排水事業などによる汚水処理施設の整備促進に努めます。

#### ③都市環境

都市景観	農地や森林、久慈川などの水辺は、地域の大切な自然景観として、また、多面的機能を維持するため保全に努めます。 久慈城跡などの歴史文化遺産を活かした地域固有の景観づくりに努めます。
都市防災	災害危険箇所の開発・建築抑制の周知や防災、減災に努めます。 大川目市民センターを地域拠点として、コミュニティの維持や自主防災活動など多様な活用により、地域住民が安心して暮らせる地域づくりに努めます。

## 4 市街地地域

### (1) 地域づくりの目標

都市機能の集積と既存施設の有効活用を図り、「賑わいと憩いの空間」の創造に努め、久慈広域圏の情報発信基地となる交流、連携の拠点と利便性の高い市街地の形成を目指します。



### (2) 地域の概要

#### ①地勢・人口

本地域は、都市計画区域の中心部に位置し、市の中心商業地を形成しています。

地域の北側を久慈川、南側を長内川が流れ、二つの河川に挟まれた三角州に中心市街地が発達し、西側には住宅地が形成されています。

中心市街地の人口は減少、世帯数は横ばいの傾向にあります。

#### ②土地利用

本地域の平地部は、西側など一部を除き商業系の用途地域が指定され、土地利用は、住宅地と商業地が殆どを占めています。商業地は、久慈駅周辺と駅西側に分布し、駅東側には市役所などの公共施設が集積しています。

森林地帯には、市民の森や三船十段記念館など自然を活用した市民の憩いの場、観光施設が立地しています。

#### ③都市施設

本地域には、国道 281 号が東西方向に通り、地域の骨格を形成しています。久慈駅から北側に JR 八戸線、南側に三陸鉄道北リアス線が通っています。

都市公園は、巽山公園、あすなろ公園、小鳩公園が整備されています。

主な公共施設は、市役所などの行政施設や教育施設、文化施設などが駅東側に集積しています。

また、駅西側には、県の久慈地区合同庁舎などの行政施設や観光、交流など各種都市機能を有する「やませ土風館（道の駅くじ）」が立地しています。

#### ④市民意向

歩道の整備や河川・水路の整備など、生活の安心、安全の確保が求められています。

快適な住環境の提供や商業地域としての役割が期待されています。

#### ⑤課題

中心市街地は、久慈広域圏の拠点にふさわしい商業地としての機能維持と街なかの居住機能を担う地域づくりが求められています。

生活環境においては、身近な市道、歩道、駅前広場、公園、下水道などの都市施設の更なる整備や街並み景観づくり、商業施設の充実などの魅力ある市街地の形成が求められています。

また、災害に備えた安全、安心な市街地づくりが求められています。

### (3) 地域づくりの方針

#### ①土地利用

住宅地	人口減少などの地域の実情を踏まえた上で、良好な住宅地の維持に努めます。 西側地区は、商業地に隣接した利便性の高い良好な住宅地の形成に努めます。
商業地・工業地	中心市街地は、やませ土風館（道の駅くじ）など、様々な都市機能の集積と歩いて暮せる街なか居住の誘導など、賑わいのある商業地の形成に努めます。

#### ②都市施設

道路・公園	地域の骨格を形成する都市計画道路などの機能維持とバリアフリー化の促進など公共交通施設の充実により、各地域との連携強化に努めます。 幹線道路の歩道、身近な市道の利便性、安全性の向上に努めます。 巽山公園と旧県立久慈病院跡地などの一帯を「憩いの空間」として整備に努めます。 公園・緑地など広場の整備に努め、市民との協働による適正な維持管理に努めます。
公共交通	幹線道路、身近な市道、公園など広場の整備に努めるとともに、久慈駅前交通広場の整備によるバスターミナル機能の向上に努めます。
河川・下水道	久慈川、長内川などの河川は、治水機能の維持、強化と親水空間の創出に努めます。 また、公共用水域の水質保全や住環境の向上、浸水被害の軽減のため公共下水道などの整備促進に努めます。

#### ③都市環境

都市景観	久慈広域圏の拠点にふさわしい街並み景観の維持、保全に努めるとともに、丘陵地の森林や久慈川、長内川などの水辺を、住宅地や商業地に潤いを与える自然景観として、また、多面的機能を維持するため保全に努めます。
都市防災	災害危険箇所の開発・建築抑制の周知や防災、減災に努めます。 地域の交流機能や防災機能を担う地域拠点の形成に努めます。 中央市民センターを地域拠点として、コミュニティの維持や自主防災活動など多様な活用により、地域住民が安心して暮らせる地域づくりに努めます。

## 5 長内川東部地域

### (1) 地域づくりの目標

商業地と工業地に隣接した恵まれた地理と自然環境を活かした良好な住宅地の形成を目指します。



### (2) 地域の概要

#### ①地勢・人口

本地域は、中心市街地の南側に位置し、市街地と隣接する位置関係から、利便性の高い地区として発展を続けてきました。

地域を流れる長内川、小屋畑川の流域の平坦地に、主に住居系の土地利用が形成されています。

南東部は、森林で覆われた丘陵地が地域を包み込むように配置され、豊かな自然が地域の重要な景観要素となっています。

人口は減少、世帯数は増加傾向となっています。

#### ②土地利用

本地域の平地部は、大部分が住居系の土地利用がなされており、住宅地は土地区画整理事業が施行された良好な住宅地と住宅などが密集している地区があります。

国道 281 号などの幹線道路沿いには商業、業務系の施設が立地し、長内川右岸の一部にはほ場整備された優良な水田地帯があります。

#### ③都市施設

本地域には、長内川に並行して主要地方道久慈岩泉線、小屋畑川流域の山沿いに国道 45 号、また、東西方向に国道 281 号が通り、広域幹線道路である三陸沿岸道路の整備が進められています。

都市公園は、広美町児童公園、ひまわり児童公園が整備されています。

主な公共施設は、市立長内小学校、長内市民センターなどが立地しています。

#### ④市民意向

歩道の整備や防災施設・避難施設の整備、下水道の整備など、生活の安心、安全の確保、利便性の向上が求められています。

快適な住環境を提供する地域としての役割が期待されています。

#### ⑤課題

市街地に隣接し、自転車や歩いて暮らせる地域特性を活かした利便性の高い住宅地づくりが求められています。

生活環境においては、幹線道路、身近な市道、歩道、公園、下水道などの整備、水害を防ぐ河川整備など安全、安心の確保や公共交通の充実が求められています。

### (3) 地域づくりの方針

#### ①土地利用

農地・自然地	地域に散在する遊休農地や耕作放棄地の有効活用に努めます。
住宅地	人口減少などの地域の実情を踏まえた上で、良好な住宅地、集落地の維持に努めます。 住民が主体となったまちづくりを基本に、良好な住宅地の形成に努めます。
その他	三陸沿岸道路インターチェンジ周辺は、周辺環境に配慮した計画的な土地利用の誘導に努めます。 幹線道路沿いは、沿道利用を活かした土地の有効利用の促進に努めます。

#### ②都市施設

道路・公園	地域の骨格を形成する都市計画道路などの整備促進と公共交通の充実により、各地域との連携の強化に努めます。 幹線道路の歩道、身近な市道の利便性、安全性の向上に努めます。 公園・緑地など広場の整備に努め、市民との協働による適正な維持管理に努めます。
公共交通	公共交通は、地域の多様なニーズに対応するとともに、市街地や地域間を効率的に結ぶ公共交通ネットワークの形成に努めます。
河川・下水道	長内川、小屋畑川などの河川は、治水機能の維持、強化と親水空間の創出に努めるとともに、公共用水域の水質保全や生活環境の向上、浸水被害の軽減のため公共下水道などの整備促進に努めます。

#### ③都市環境

都市景観	都市基盤が整備された地区は、地域住民との合意形成による街並み景観の向上に努めるとともに、丘陵地の森林や長内川などの水辺は、住宅地に潤いを与える自然景観として、また、多面的機能を維持するため保全に努めます。
都市防災	災害危険箇所の開発・建築抑制の周知や防災、減災に努めます。 地域の交流機能や防災機能を担う地域拠点の形成に努めます。 長内市民センターを地域拠点として、コミュニティの維持や自主防災活動など多様な活用により、地域住民が安心して暮らせる地域づくりに努めます。

## 6 久慈川南部地域

### (1) 地域づくりの目標

久慈港や久慈地区拠点工業団地を活かし、本市の産業を支えるとともに、河川や海岸の水辺と緑を活かした交流、レクリエーションの場として「活力みなぎる地域」づくりを目指します。



### (2) 地域の概要

#### ①地勢・人口

本地域は、久慈都市計画区域の東部に位置し、久慈川河口に広がる平坦な地形と久慈港湾を活かし、本市の重要な工業地域として発展してきました。

地域の北側は、久慈川流域の平坦な地形が形成され、南側は森林で覆われた丘陵地となっています。国道 45 号などの幹線道路沿いや臨海部に住宅地が形成され、人口、世帯数ともに減少傾向にあります。

#### ②土地利用

本地域の平坦地は、大半が工業系の用途地域が指定され、港湾には、臨港地区（諏訪下、玉の脇、半崎地区）が指定されており、港湾関係施設をはじめ、各種工場が立地しています。

幹線道路沿いには工業施設のほか商業、業務施設が立地し複合的な土地利用がなされています。

丘陵地には、久慈地区拠点工業団地や総合運動場が整備されています。

#### ③都市施設

本地域には、国道 45 号が中央部を南北方向に、国道 281 号が東西方面に通り、広域幹線道路である三陸沿岸道路の整備が進められています。公園は、都市公園（諏訪公園）と港湾施設などの公園が整備されています。

主な公共施設は、浄化センター、魚市場、防災センターなどが立地しています。

#### ④市民意向

買い物の利便性や下水道の整備、歩道の整備など、生活の安心、安全の確保、利便性の向上が求められています。

農林漁業を支える地域としての役割が期待されています。

#### ⑤課題

産業振興による地域の活性化に向けた土地利用の展開が求められています。

また、水辺に親しむ環境、緑化など快適な生活環境づくりが求められています。

生活環境においては、身近な市道、歩道、公園、下水道などの整備、水害を防ぐ排水路整備など安全、安心の確保や公共交通の充実など利便性の向上が求められています。

### (3) 地域づくりの方針

#### ①土地利用

住宅地	人口減少などの地域の実情を踏まえた上で、良好な住宅地の維持に努めます。
商業地・工業地	久慈港背後地や久慈地区拠点工業団地は、周辺住宅地の環境に配慮しながら、各々の立地特性や三陸沿岸道路の立地条件を活かした企業誘致に努めるとともに、港湾などを活かした産業振興に努めます。

#### ②都市施設

道路・公園	地域の骨格を形成する都市計画道路などの整備促進と公共交通の充実により、各地域との連携の強化に努めます。 幹線道路の歩道、身近な市道の利便性、安全性の向上に努めます。 公園・緑地など広場の整備に努め、市民との協働による適正な維持管理に努めます。
公共交通	公共交通は、地域の多様なニーズに対応するとともに、地域間を効率的に結ぶ公共交通ネットワークの形成に努めます。
河川・下水道	久慈川などの河川は、治水機能の維持、強化と親水空間の創出に努めるとともに、公共用水域の水質保全や生活環境の向上、浸水被害の軽減のため公共下水道などの整備促進に努めます。
その他施設	港湾施設、浄化センター、魚市場、防災センターなどの機能維持に努めます。

#### ③都市環境

都市景観	丘陵地の森林や久慈川、久慈湾の水辺は、工業地に潤いを与える自然景観として、また、多面的機能を維持するため保全に努めるとともに、工業地の良好な景観形成に努めます。
都市防災	災害危険箇所の開発・建築抑制の周知や防災、減災に努めます。 地域の交流機能や防災機能を担う地域拠点の形成に努めます。
都市環境	久慈川河口の水質保全や悪臭及び騒音、振動などの低減のため事業者などの意識啓発に努めます。

## 7 長内川西部地域

### (1) 地域づくりの目標

優良な農地や自然との共生と地域に点在する観光資源を活かし、「観光と交流」を促進するとともに、生活基盤の向上を図り更なる地域振興を目指します。



### (2) 地域の概要

#### ①地勢・人口

本地域は、都市計画区域の南西部に位置し、焼物、琥珀、ダムなど市を代表する観光資源が点在している地域です。

地域の中央を流れる長内川流域の平坦地に集落や農地が広がり、田園地帯を形成しています。

地域内には既存の集落と近年、宅地開発により整備された住宅地があります。

人口は減少、世帯数は横ばいの傾向となっています。

#### ②土地利用

本地域は、全域が都市計画用途無指定地域となっており、土地利用の現況は、全域に宅地と農地が広がり、小規模にまとまった集落と宅地開発によりできた住宅地が田園地帯と共生しています。

#### ③都市施設

本地域には、岩泉町など周辺都市を結ぶ、主要地方道久慈岩泉線が通り骨格を形成しています。

主な公共施設は、市立小久慈小学校、長内中学校の教育施設、地域のコミュニティ活動の中心となる小久慈市民センターが立地しています。

また、地域には、清楚で素朴な味わいの焼物、古代のロマンを感じる琥珀、海が見えるダムとして有名な滝ダムなどの観光資源が点在しています。

#### ④市民意向

歩道の整備や下水道の整備など、生活の安心、安全の確保、利便性の向上が求められています。

快適な住環境を提供する地域としての役割が期待されています。

#### ⑤課題

優良な水田などが保全された農林業を支える地域づくり、自然環境と共生する住環境づくりが求められています。

また、地域に点在する観光資源を活かした、「観光と交流」の促進が求められています。

生活環境においては、身近な市道、歩道、公園、下水道などの整備、水害を防ぐ排水路整備など安全、安心の確保や公共交通の充実など利便性の向上が求められています。

### (3) 地域づくりの方針

#### ①土地利用

農地・自然地	優良な農地の保全や森林の良好な管理により、農地や自然と共生するゆとりある住環境の維持、向上に努めます。 地域に散在する遊休農地や耕作放棄地の有効活用にも努めます。
住宅地	人口減少などの地域の実情を踏まえた上で、良好な住宅地、集落地の維持に努めます。

#### ②都市施設

道路・公園	幹線道路の歩道、身近な市道の利便性、安全性の向上に努めます。 公園・緑地など広場の整備に努め、市民との協働による適正な維持管理に努めます。
公共交通	公共交通は、地域の多様なニーズに対応するとともに、地域間を効率的に結ぶ公共交通ネットワークの形成に努めます。
河川・下水道	長内川などの河川は、治水機能の維持、強化と親水空間の創出に努めるとともに、公共用水域の水質保全や生活環境の向上のため公共下水道などの汚水処理施設の整備促進に努めます。
その他施設	滝ダムなどの地域資源を活かした観光振興、景観形成に努めます。

#### ③都市環境

都市景観	農地や森林、長内川などの水辺は、地域の大切な自然景観として、また、多面的機能を維持するため保全に努めます。
都市防災	災害危険箇所の開発・建築抑制の周知や防災、減災に努めます。 小久慈市民センターを地域拠点として、コミュニティの維持や自主防災活動など多様な活用により、地域住民が安心して暮らせる地域づくりに努めます。

## 8 宇部地域

### (1) 地域づくりの目標

本市の「南の玄関口」として、優良な農地や自然を守り、かつ独自の街並み景観づくりに努めるとともに、生活基盤の向上を図り地域の活性化を目指します。



### (2) 地域の概要

#### ①地勢・人口

本地域は、市の南端に位置し、「南の玄関口」となっています。

地域の中央部を宇部川やその支流の谷地中川が流れ、流域に農地が広がりその周辺に集落が形成された田園地帯となっています。

人口は減少、世帯数は横ばいの傾向となっています。

#### ②土地利用

本地域は、隣接する野田村と連続して都市計画区域が指定されており、全域が用途無指定地域となっています。

土地利用の現況は、農地と森林の自然的な土地利用が大半を占めています。農地は、宇部川と谷地中川流域に広がっており、野田村へ連続しています。

宅地などは、陸中宇部駅周辺にまとまりのある住宅地を形成しているほか、国道 45 号沿いや河川沿いの山際などに集落が形成されています。

#### ③都市施設

本地域には、国道 45 号が通り地域の骨格を形成しており、広域幹線道路である三陸沿岸道路の整備が進められています。また、三陸鉄道北リアス線の陸中宇部駅があります。

主な公共施設は、市立宇部小学校、宇部中学校の教育施設、地域のコミュニティ活動の中心となる宇部市民センターが立地しています。

#### ④市民意向

歩道の整備や河川・水路の整備など、生活の安心、安全の確保が求められています。

農林漁業を支える地域、快適な住環境を提供する地域としての役割が期待されています。

三陸鉄道北リアス線陸中宇部駅の高齢者などの利用を考慮するよう求められています。

#### ⑤課題

水田などが保全された農林業を支える地域づくり、自然環境と共生する住環境づくりが求められています。

生活環境においては、身近な市道、歩道、公園、下水道などの整備、水害を防ぐ河川整備など安全、安心の確保や公共交通の充実など利便性の向上が求められています。

### (3) 地域づくりの方針

#### ①土地利用

農地・自然地	優良な農地の保全や森林の良好な管理により、農地や自然と共生するゆとりある住環境の維持、向上に努めます。 地域に散在する遊休農地や耕作放棄地の有効活用にも努めます。
住宅地	人口減少などの地域の実情を踏まえた上で、良好な住宅地、集落地の維持に努めます。
その他	三陸沿岸道路インターチェンジ周辺は、周辺環境に配慮した計画的な土地利用の誘導に努めます。

#### ②都市施設

道路・公園	幹線道路の歩道、身近な市道の利便性、安全性の向上に努めます。 公園・緑地など広場の整備に努め、市民との協働による適正な維持管理に努めます。
公共交通	公共交通は、地域の多様なニーズに対応するとともに、地域間を効率的に結ぶ公共交通ネットワークの形成に努めます。
河川・下水道	宇部川などの河川は、治水機能の維持、強化と親水空間の創出に努めるとともに、公共用水域の水質保全や生活環境の向上のため集落排水事業などによる汚水処理施設の整備促進に努めます。

#### ③都市環境

都市景観	農地や森林、宇部川などの水辺は、地域の大切な自然景観として、また、多面的機能を維持するため保全に努めます。
都市防災	災害危険箇所の開発・建築抑制の周知や防災、減災に努めます。 宇部市民センターを地域拠点として、コミュニティの維持や自主防災活動など多様な活用により、地域住民が安心して暮らせる地域づくりに努めます。

## 第6章 実現化方策

全体及び地域別構想を実現するための方策について、次のとおり掲げます。

### 第1節 実現化の基本方針

#### 1 土地利用

##### (1) 住宅地

###### ①住宅地エリア1、住宅地エリア2

- 住民との合意形成による、住環境の維持に努めます。
- 街並み景観づくりに努めます。
- 土地利用や建築物などの用途の規制、誘導に努めます。

###### ②近郊住宅地エリア

- 身近な市道や幹線道路の歩道、排水施設などの整備による住環境の改善に努めます。
- 集落の農地は、ゆとりある住環境を形成するため維持、保全に努めます。
- 集落の景観の維持、形成に努めます。

##### (2) 商業地（中心商業エリア、商業・業務エリア）

- 中心市街地活性化基本計画などに基づき、ハード、ソフトの事業の展開に努めます。
- 街並み景観の維持、向上に努めます。
- 土地利用や建築物などの用途の規制、誘導に努めます。
- 中心商業地の空き地・空き店舗対策に努めます。

##### (3) 工業地（複合産業エリア、湾岸工業エリア、拠点工業エリア）

- 雇用を拡大する企業誘致、工業地の土地利用の促進に努めます。
- 周辺環境との調和の促進に努めます。
- 工業施設周辺の緑化などの促進に努めます。
- 土地利用や建築物などの用途の規制、誘導に努めます。

##### (4) 農地・自然（田園保全エリア、森林保全エリア）

- 農地、森林などの自然的環境を維持、保全するため、都市的土地利用への転換や開発の抑制に努めます。

##### (5) 大規模集客施設の建築制限（複合産業エリア）

- 郊外部の大規模集客施設の機能維持に努めます。

## 2 都市施設

### (1) 交通施設

#### ①道路

- 三陸沿岸道路は、整備計画に基づき整備促進に向けた活動に努めます。
- 国道及び主要地方道などは、円滑な交通を確保するための登坂車線や歩道の設置などの改良促進、また、市街地の交通混雑を解消するための国道 281 号バイパスの整備促進に向けた活動に努めます。
- 街路事業による都市計画道路の整備に努めます。
- 幅員の拡幅、歩道の設置などの市道の改良整備に努めます。
- 幹線道路や河川などの整備による歩道や緑道の整備に努めます。

#### ②公共交通

- 鉄道の利用促進、利便性の向上を図るため、駅前広場などの施設の整備、改善に努めます。
- 駅周辺駐車場、駐輪場の維持、確保に努めます。
- 市民バスなどの運行の維持と利用促進、また、市民ニーズや利用状況に応じた運行に努めます。

#### ③港湾施設

- 湾口防波堤、港湾施設は復興事業と連携した整備促進と久慈港の利用拡大に向けた活動に努めます。

### (2) 公園・緑地

- 公園は、地域住民や関連団体などとの協働による維持管理に努めます。
- 都市公園は、公園整備事業による整備に努めます。
- 巽山公園は、憩いの空間として維持管理に努めます。
- 水と緑に親しむことのできる公園の整備に努めます。

### (3) 河川・上下水道

- 河川は、治水機能の維持強化と親水空間の整備促進に努めます。
- 上水道は、水源の確保と老朽施設の計画的な更新と施設の耐震化を進め、適正な維持管理に努めます。
- 汚水処理は、公共下水道事業、集落排水事業及び浄化槽設置事業による整備と既存施設の適正な維持管理に努めます。
- 市街地などの雨水排水は、公共下水道事業などによる整備と既存施設の適正な維持管理に努めます。

### 3 都市環境

#### (1) 景観形成

##### ①市街地景観

###### a 住宅地

○住民の合意形成による景観づくりに努めます。

###### b 商業地

○中心市街地は、中心市街地活性化基本計画などに基づく各種事業の導入や助成制度の活用などによる景観の形成に努めます。

○駅舎、駅周辺は、鉄道事業者及び関係機関などとの協働による景観形成に努めます。

○駅前広場の良好な景観の適正な維持管理に努めます。

###### c 工業地

○工業施設周辺の市民との協働による緑化の促進に努めます。

○港湾の公園、緑地などの景観は、適正な維持管理に努めます。

##### ②自然景観

###### a 田園景観

○地域住民などとの協働や農業関係事業などの有効活用による田園景観の維持、保全に努めます。

###### b 森林景観

○地域住民などとの協働による森林景観の維持、保全に努めます。

###### c 水辺景観

○地域住民などとの協働による水辺景観の維持、保全に努めます。

##### ③道路景観

○電線類の地中化や適切な樹種による街路樹の設置などによる道路景観形成に努めます。

## **(2) 都市防災**

### **①地震対策**

- 津波対策などの湾口防波堤の整備促進に向けた活動に努めます。
- 建築物の耐震改修の促進に努めます。

### **②水害対策**

- 水害を未然に防止する河川改修の促進に努めます。
- 公共下水道事業などによる市街地などの雨水排水施設の整備促進に努めます。

### **③火災対策**

- 建築物の耐火構造の促進に努めます。
- 延焼防止帯としての広幅員道路の整備や公園、緑地などのオープンスペースの確保に努めます。

### **④がけ地、急傾斜地崩壊危険区域**

- がけ地、急傾斜地の対策施設の整備促進に努めるとともに、既存施設の適正な維持管理に努めます。

### **⑤災害時の応急対策**

- 災害時の応急対策活動の拠点として防災センターの機能維持に努めます。
- 各地域の災害時の避難や住民の自主防災活動の拠点となる市民センターなどの防災機能の充実に努めます。
- 防災センターや各地域の拠点を結ぶ緊急道路の確保に努めます。
- 広域的な救急物資の輸送路となる、三陸沿岸道路の整備促進に向けた活動や周辺都市の医療機関などとの広域連携の充実に努めます。
- 復興事業に基づく、都市防災機能の強化に努めます。
- 総合防災公園及び総合運動公園を整備し、防災機能の強化に努めます。

## **(3) 都市環境**

- 森林などは、関係者や関連団体などとの協働による保全に努めます。
- 公共用水域の水質を保全するため公共下水道などの汚水処理施設の整備促進に努めます。
- 多面的な機能を持つ森林や農地、用排水路の保全に努めます。

#### 4 市民参加のまちづくり

本都市計画マスタープランの将来像を実現するためには、市民が主体となったまちづくり活動の推進が重要な要素となることから、市民参加の促進を図ります。

##### (1) まちづくり意識の啓発

○まちづくりに対する市民意識の啓発のため、都市計画マスタープランの周知を行うとともに、継続的な情報提供や各種施設整備に市民の意見を反映させるなど、まちづくり意識、参加意欲の高揚を図ります。

##### (2) 市民主体のまちづくり

○市民からの発意によるまちづくりの推進を図るため、自治会や関連団体などとの連携を図りながら、市民活動やその組織づくりに努めます。



## 第2節 都市計画決定の基本方針

### 1 土地利用

#### (1) 都市計画区域、準都市計画区域

- 都市計画区域は、現在の都市計画区域を基本とします。
- 都市計画区域外の主要な集落地において、土地利用の規制誘導が必要となった場合、準都市計画区域の指定を検討します。

#### (2) 用途地域

- 用途地域は、本都市計画マスタープランの土地利用の方向性や現況の土地利用などを考慮し、必要に応じて見直しを検討します。
- 用途地域を拡大する場合は、農林水産関係部署との調整を図ります。

#### (3) 特別用途地区・特定用途制限地域

- 地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境保護などを図るため、必要に応じて土地利用の規制誘導を検討します。

### 2 都市施設

#### (1) 交通施設

- 三陸沿岸道路の都市計画決定を検討します。
- 都市計画道路は、道路機能の位置付けを踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。
- 久慈駅前広場の機能向上のため、必要に応じて、都市計画決定を検討します。

#### (2) 公園・緑地

- 既存の公園の位置、規模及び距離などを考慮し、防災機能の強化を図るため、既決の公園の見直しと新たな公園の計画決定を検討します。

#### (3) 下水道

- 公共下水道は、必要に応じて公共下水道区域の見直しを検討します。

#### (4) その他の公共施設

- 久慈駅前複合施設(図書館・地域交流センターほか)の都市計画決定を検討します。
- 三陸沿岸道完成後の利用者が市内へ立ち寄るよう誘導する施設の都市計画決定を検討します。

### 3 市街地再開発事業

- 住宅地などの開発、整備を行う地区は、原則として土地区画整理事業などを検討します。

### 4 地区計画

- 環境の保全、改善が必要な地区や地域特性を活かしたまちづくりを行う地区などは、地区計画を検討します。



# 資料

## 策定経緯

年	月	日	内 容
平成 28 年	1 月	22 日	第 1 回 久慈市都市計画マスタープラン及び久慈市緑の基本計画策定幹事会
	2 月	2 日	第 1 回 久慈市都市計画マスタープラン及び久慈市緑の基本計画策定委員会
	2 月	18 日	第 2 回 久慈市都市計画マスタープラン及び久慈市緑の基本計画策定幹事会
	2 月	23 日	第 2 回 久慈市都市計画マスタープラン及び久慈市緑の基本計画策定委員会
	3 月	22 日	第 1 回 久慈市都市計画マスタープラン及び久慈市緑の基本計画策定懇話会
	5 月	27 日	第 3 回 久慈市都市計画マスタープラン及び久慈市緑の基本計画策定幹事会
	6 月	2 日	第 3 回 久慈市都市計画マスタープラン及び久慈市緑の基本計画策定委員会
	6 月	24 日	第 2 回 久慈市都市計画マスタープラン及び久慈市緑の基本計画策定懇話会
	7 月	4 日	第 1 回 久慈川北部（湊）地域懇談会 （元気の泉）
	7 月	5 日	第 1 回 久慈川北部（河北）地域懇談会 （中央公民館）
	7 月	7 日	第 1 回 長内川東部地域懇談会 （長内公民館）
	7 月	8 日	第 1 回 久慈川西部地域懇談会 （大川目公民館）
	7 月	11 日	第 1 回 市街地地域懇談会 （市役所）
	7 月	12 日	第 1 回 長内川西部地域懇談会 （小久慈公民館）
	7 月	14 日	第 1 回 宇部地域懇談会 （宇部公民館）
	7 月	15 日	第 1 回 夏井地域懇談会 （夏井公民館）
	7 月	19 日	第 1 回 久慈川南部地域懇談会 （防災センター）
	11 月	8 日	第 4 回 久慈市都市計画マスタープラン及び久慈市緑の基本計画策定幹事会

年	月	日	内 容
	11月	14日	第4回 久慈市都市計画マスタープラン及び久慈市緑の基本計画策定委員会
	11月	24日	第3回 久慈市都市計画マスタープラン及び久慈市緑の基本計画策定懇話会
	12月	9日	第2回 夏井地域懇談会 (夏井公民館)
	12月	10日	第2回 久慈川南部地域懇談会 (防災センター)
	12月	12日	第2回 久慈川北部(湊)地域懇談会 (中央公民館久慈湊分館)
	12月	13日	第2回 久慈川北部(河北)地域懇談会 (中央公民館)
	12月	15日	第2回 長内川東部地域懇談会 (長内公民館)
	12月	16日	第2回 宇部地域懇談会 (宇部公民館)
	12月	17日	第2回 久慈川西部地域懇談会 (大川目公民館)
	12月	21日	第2回 長内川西部地域懇談会 (小久慈公民館)
	12月	22日	第2回 市街地地域懇談会 (市役所)
平成	29年	2月 1日	パブリックコメント及び将来像の公募 (～2月28日まで)
		2月 9日	久慈市都市計画審議会
		2月 13日	庁議説明
		2月 20日	第11回 市議会定例会議 事務事業説明会
		3月 9日	第4回 久慈市都市計画マスタープラン及び久慈市緑の基本計画策定懇話会
		3月 24日	久慈市都市計画審議会
		3月 31日	久慈市都市計画に関する基本的な方針 (久慈市都市計画マスタープラン) 策定

## 都市計画審議会条例

平成 18 年 3 月 6 日

条例第 148 号

(設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、久慈市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 県職員
- (5) 市民

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 3 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、建設部において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 3 月 6 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成20年4月30日までの間に委嘱される委員(第2条第2項ただし書に規定する補欠の委員を除く。)の任期は、同項本文の規定にかかわらず、平成20年4月30日までとする。

### 久慈市都市計画審議会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	所 属 等
会 長	中 森 健 二	元市職員
会 長 職 務 代 理 者	生 平 浩 一	一般社団法人 岩手県建築士事務所協会 久慈支部長
委 員 ( 議 席 順 )	及 川 哲 也	久慈警察署長
	宅 石 美 穂 子	特定非営利法人 やませデザイン会議 副議長
	黒 沼 繁 樹	市議会議員
	桐 野 敬	県北広域振興局土木部長
	十 門 地 由 加 里	一般社団法人 岩手県建築士会久慈支部 女性委員会委員長
	西 美 代 子	久慈商工会議所 女性会副会長
	大 沢 リ ツ 子	久慈市地域女性団体連合会会長
	齊 藤 豊	久慈商工会議所 街づくり委員会委員

## 久慈市都市計画マスタープラン及び久慈市緑の基本計画策定懇話会要綱

平成 28 年 2 月 4 日

久慈市告示第 10 号

(設置)

第 1 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 第 1 項の市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 4 条第 1 項の市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）の策定に関し、広く意見を求め、地域特性をいかしたまちづくりの実現に資するため、久慈市都市計画マスタープラン及び久慈市緑の基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 懇話会は、都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の策定に関する事項について、久慈市都市計画マスタープラン及び久慈市緑の基本計画策定委員会に意見、提言等を行う。

(組織)

第 3 懇話会は、委員 15 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 関係団体が推薦する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 識見を有する者

2 委員の任期は、都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の策定が終了したときまでとする。

(会長)

第 4 懇話会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 懇話会は、市長が招集する。

- 2 懇話会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 懇話会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 懇話会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第 7 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

久慈市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定懇話会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	所 属 等
会 長	佐々木 敏	特定非営利活動法人 やませデザイン会議 専務
会長職務代理者	日 當 旭	一般社団法人 久慈青年会議所 理事長
委 員 ( 順 不 同 )	阿 部 寛 之	県北広域振興局土木部 土木技術企画総括主査
	伊 藤 秀 一	久慈警察署 交通課長
	千 葉 榮 二	
	木戸口 敏男	社会福祉法人 久慈市社会福祉協議会 事務局長
	佐々木 好平	久慈市中心市街地活性化協議会 委員
	佐々木 久志	新岩手農業協同組合 久慈営農センター長
	佐々木 みゆき	一般社団法人 岩手県建築士会 久慈支部 女性委員会委員長
	砂 子 勇	久慈商工会議所 専務理事
	津内口 るみ子	久慈市PTA連合会 副会長兼母親委員長
	中村 ゆかり	
	中 塚 勝 則	一般社団法人 久慈市体育協会 事務局長
	繁 名 裕 之	一般社団法人 岩手県宅地建物取引業協会 久慈支部 幹事
	火 石 正 年	久慈地方森林組合 森林整備チーム長
	廣 内 留 美	一般社団法人 久慈市観光物産協会 事務局次長
向 井 啓 益	久慈市漁業共同組合 総務総括課長兼管理課長	

## 久慈市都市計画マスタープラン及び久慈市緑の基本計画策定委員会要綱

平成 28 年 1 月 20 日

久慈市告示第 5 号

(設置)

第 1 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 第 1 項の市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）並びに都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 4 条第 1 項の市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）の策定に関し、必要な事項を調査審議するため、久慈市都市計画マスタープラン及び久慈市緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、建設部長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

4 委員長及び委員の任期は、都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長)

第 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(幹事会)

第 5 委員会に都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の策定に必要な調査研究を行うため、久慈市都市計画マスタープラン及び久慈市緑の基本計画策定幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、都市計画課長をもって充てる。

4 幹事は、委員が指名する職員をもって充てる。

5 第 3 及び第 4 の規定は、幹事会について準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 6 委員会及び幹事会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第 7 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

別表

策定委員会

委員長	建設部長	
委員	総務部	財政課長 消防防災課長
	総合政策部	政策推進課長 地域づくり振興課長 港湾・エネルギー推進課長 復興企画課長(H27)
	生活福祉部	生活環境課長 社会福祉課長 子育て支援課長
	産業経済部	農政課長 林業水産課長 商工振興課長 市街地活性化推進課長 観光交流課長
	建設部	土木課長 都市計画課長 建築住宅課長 下水道課長
	水道事業所 教育委員会事務局	水道事業所次長 教育総務課長 生涯学習課長 文化課長

幹事会

幹事長	建設部	都市計画課長	
幹事	総務部	財政課 消防防災課	管財係長 防災係長
	総合政策部	政策推進課  地域づくり振興課  港湾・エネルギー推進課	政策推進係長 計画係長(H27) 行政改革係長(H28) 復興企画係長 広報統計係長 地域づくり・女性参画係長 港湾・エネルギー推進係長
	生活福祉部	生活環境課  社会福祉課 子育て支援課	生活安全係長 環境保全係長 社会長寿係長 子育て支援係長
	産業経済部	農政課  林業水産課  商工振興課  市街地活性化推進課 観光交流課	農政係長 農村整備係長 林政係長 漁政係長 商工労政係長 企業誘致係長 市街地振興係長 観光物産係長
	建設部	土木課  建築住宅課 下水道課	総務係長 土木係長 建築住宅係長 整備係長
	水道事業所 教育委員会事務局		工務係長 施設管理係長 社会体育係長 郷土文化係長

---

【発行元】

久慈市 建設部 都市計画課

〒028-8030 岩手県久慈市川崎町1番1号  
TEL : 0194-52-2151 (直通) FAX : 0194-52-3653

---